平成２２年（フ）第１３２８８号
東京都品川区中延２丁目６－３
債務者　斎木福美子（旧姓藤枝）
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２９０号
東京都大田区大森西２丁目６－１－704
債務者　後藤チツ子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３２０号
東京都青梅市野上町３丁目21－５－308
債務者　竹村　弥子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５１号
東京都足立区六月１丁目13番２号第一六竹荘207
債務者　川口文子こと　野口　文子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４６７号
静岡県浜松市中区北寺島町205番地の12
ビューフォート北寺島505
債務者　アンダヤ　エドガルド　タケフジ
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
熊本県人吉市西間下町250番地１　門前団地２棟４階２号
債務者　森　　博行
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１２９２０号
東京都足立区東綾瀬１丁目13－９　第二まつえ荘102
債務者　目黒由多加
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２号
長崎県平戸市戸石川町800番地３　フレグランス平戸１号
債務者　小林清一郎
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第５７４号
東京都目黒区目黒本町３丁目17番11－703号ドルフ目黒
債務者　加藤万里子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８１９号
東京都世田谷区等々力８丁目19番10号
債務者　東條　洋昌
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９４７号
東京都江戸川区東小岩１丁目32番15号イーストハイム202
債務者　渡邊　智美
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３３号
静岡市清水区興津中町977番地の２
債務者　玉城　雅史
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６７号
静岡県富士市富士見台２丁目６番地　市営住宅富士見台団地８－305号、前住所静岡県富士市富士見台２丁目19番地
債務者　秋山千代子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１８７号
静岡県富士宮市豊町15番13号
債務者　佐野　勝子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３４５号
静岡市清水区興津本町288番地の４
債務者　今村　妙子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部